



佐賀県公報

平成17年
3月24日
(木曜日)
号外第2号

(◎印は、県例規集に登録するもの)

目次

条 例

◎佐賀県証紙条例の一部を改正する条例 (二〇・会 計 課) 八

◎佐賀県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例 (二一・公安委員会) 八

◎佐賀県立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例 (二二・教育委員会) 一〇

◎佐賀県市町村立学校県費負担教職員の修学部分休業に関する条例 (二三・ ") 一一

◎佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例の一部を改正する条例 (二四・ ") 一一

◎佐賀県立学校職員及び佐賀県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例 (二五・ ") 一二

◎佐賀県市町村立学校県費負担教職員の分限に関する条例の一部を改正する条例 (二六・ ") 一三

◎佐賀県市町村立学校県費負担教職員の任期を定めた採用等に関する条例の一部を改正する条例 (二七・ ") 一三

◎佐賀県文化財保護条例の一部を改正する条例 (二八・ ") 一四

◎佐賀県文化財保護審議会条例及び風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例 (二九・ ") 二一

◎佐賀県民の安全安心な消費生活に関する条例 (三〇・くらしの安全安心課) 二三

◎佐賀県防災会議条例の一部を改正する条例 (三一・消防防災課) 四九

◎佐賀県観光施設条例の一部を改正する条例 (三二・環境課) 四九

◎佐賀県産業廃棄物税基金条例 (三三・廃棄物対策課) 五〇

◎佐賀県医師修学資金等貸与条例 (三四・医 務 課) 五一

◎佐賀県立病院好生館使用料手数料条例の一部を改正する条例 (三五・ ") 五三

◎佐賀県結核検査協議会運営条例の一部を改正する条例 (三六・健康増進課) 五五

◎佐賀県精神保健福祉センター設置条例の一部を改正する条例 (三七・ ") 五六

◎佐賀県薬事審議会設置条例の一部を改正する条例 (三八・薬 務 課) 五七

◎佐賀県と畜場法施行条例の一部を改正する条例 (三九・生活衛生課) 五七

◎佐賀県食品衛生条例の一部を改正する条例 (四〇・ ") 五八

◎佐賀県衛生薬業センター手数料及び使用料条例の一部を改正する条例 (四一・ ") 八二

◎佐賀県企業立地の促進に関する条例 (四二・新 産 業 課) 八三

◎佐賀県卸売市場条例の一部を改正する条例 (四三・流 通 課) 八五

◎佐賀県立産業技術学院条例の一部を改正する条例 (四四・労 働 課) 八七

◎佐賀県地域農業改良普及センター条例の一部を改正する等の条例 (四五・農 産 課) 八八

◎佐賀県林業改良指導員資格試験条例を廃止する条例 (四六・林 業 課) 八八

◎佐賀県立都市公園条例の一部を改正する条例 (四七・まちづくり推進課) 八八

◎佐賀県都市計画法施行条例の一部を改正する条例 (四八・ ") 九〇

◎佐賀県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例 (四九・下 水 道 課) 九四

◎佐賀県公有水面管理条例を廃止する条例 (五〇・河川砂防課) 九五

◎佐賀県新エネルギー・省エネルギー促進条例 (五一・議 会) 九六

◎さかの食と農を盛んにする県民条例 (五二・議 会) 九八

公布された条例のあらまし

○佐賀県証紙条例の一部を改正する条例(条例第二〇号)

1 電子情報処理組織を使用して行う申請等に係る使用料又は手数料については、証紙による収入の方法によらず、規則で定める方法により徴収することとした。(第二条関係)

2 この条例は、平成一七年四月一日から施行することとした。

○佐賀県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例(条例第二一号)

1 警務部の所掌事務を改めることとした。(第三条関係)

2 刑事部の所掌事務を改めることとした。(第五条関係)

3 警備部の所掌事務を改めることとした。(第七条関係)

4 佐賀県相知警察署及び佐賀県呼子警察署が佐賀県唐津警察署に統合されることに伴い、所要の改正を行うこととした。(別表関係)

5 この条例は、平成一七年四月一日から施行することとした。

6 佐賀県警察署協議会条例について所要の改正を行うこととした。

○佐賀県立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例(条例第二二号)

1 翌月以降に納付期限が到来する月の授業料を前納することができることとした。(第一条の二関係)

2 前納した授業料は、授業料を前納した者が、当該前納に係る月のうち一月の全日にわたって休学した月があったとき、又は転学し、若しくは退学したときを除き還付しないこととした。(第四条関係)

3 この条例は、平成一七年四月一日から施行することとした。

○佐賀県市町村立学校県費負担教職員の修学部分休業に関する条例(条例第二三号)

1 この条例は、地方公務員法第二十六条の二第一項、第三項及び第四項の規定に基づき、市町村立学校職員給与負担法第一条に規定する職員の修学部分

休業に関し必要な事項を定めることとした。(第一条関係)

2 市町村立学校県費負担教職員の修学部分休業については、県立学校職員の例によることとした。(第二条関係)

3 この条例は、平成一七年四月一日から施行することとした。

○佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例の一部を改正する条例(条例第二四号)

1 三瀬村立三瀬小学校藤原分校が廃校となることに伴い、へき地学校の指定を見直すこととした。(別表第二関係)

2 この条例は、平成一七年四月一日から施行することとした。

○佐賀県立学校職員及び佐賀県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例(条例第二五号)

1 県立学校職員の定数を三、一五〇人に減員し、及び市町村立学校県費負担教職員の定数を五、五一〇人に増員することとした。(第三条関係)

2 この条例は、平成一七年四月一日から施行することとした。

○佐賀県市町村立学校県費負担教職員の分限に関する条例の一部を改正する条例(条例第二六号)

1 失職の特例については、職員の分限に関する条例第七条の規定を準用することとした。(第三条関係)

2 この条例は、平成一七年四月一日から施行することとした。

○佐賀県市町村立学校県費負担教職員の任期を定めた採用等に関する条例の一部を改正する条例(条例第二七号)

1 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律が改正されたことに伴い、引用条項を改めることとした。(第一条関係)

2 この条例は、平成一七年四月一日から施行することとした。

○佐賀県文化財保護条例の一部を改正する条例(条例第二八号)

1 文化財保護法が改正されたことに伴い、引用条項及び引用語句を改めることとした。(第一条、第二条、第十九条、第二〇条、第二五条、第二六条、

第三二条、第三三条、第三七条、第三八条、第四〇条及び第四一条関係)

2 県重要文化財及び県史跡名勝天然記念物等の管理を適当な地方公共団体その他の法人に行わせることができることとするため、所要の改正を行うこととした。(第七条の二、第一一条、第一四条、第一七条、第一八条、第三三条の二、第三四条及び第三六条関係)

3 この条例は、平成一七年四月一日から施行することとした。

○佐賀県文化財保護審議会条例及び風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例(条例第二九号)

1 文化財保護法が改正されたことに伴い、次に掲げる条例について引用条項を改めることとした。

(1) 佐賀県文化財保護審議会条例

(2) 風致地区内における建築等の規制に関する条例

2 この条例は、平成一七年四月一日から施行することとした。

○佐賀県民の安全安心な消費生活に関する条例(条例第三〇号)

1 この条例は、消費者としての権利が県民に明確に帰属するものであることを確認し、県民の消費生活における利益の擁護及び増進に関し、県、市町村、事業者及び事業者団体の果たすべき責務並びに消費者及び消費者団体の果たすべき役割を明らかにするとともに、県が実施する消費生活に関する施策について必要な事項を定めることにより、県民の消費生活の安定及び向上を図ることを目的とすることとした。(第一条関係)

2 事業者は、消費者の生命、身体又は財産に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある商品等の供給を行ってはならないこととした。(第一条関係)

3 事業者は、その供給する商品等について、消費者が選択又は使用若しくは利用を誤ることがないように、適正な表示をしなければならないこととした。

(第一八条関係)

4 事業者は、消費者との間で行う商品等の取引に関して、不当な取引行為を行ってはならないこととした。(第二二条関係)

5 事業者及び事業者団体は、その事業活動において自ら遵守すべき基準、規程等を定め、広くそれを公開するように努めなければならないこととした。(第二五条関係)

6 県は、市町村、教育機関、消費者団体、事業者団体等と連携し、消費者教育の実施、消費者教育を行う指導者の育成等の施策を推進し、消費者に対する消費者教育の充実を図ることとした。(第二八条関係)

7 事業者及び事業者団体は、事業者の事業活動について消費者との間に生じた苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制を整備し、当該苦情を適切に処理するよう努めなければならないこととした。(第三一条関係)

8 県民の消費生活に著しく影響を及ぼし、又は及ぼすおそれのある紛争(事業者の事業活動について消費者との間に生じたものに限る。)の公正かつ速やかな解決を図るため、佐賀県消費者被害救済委員会を置くこととした。(第三五条関係)

9 県民の消費生活の安定及び向上に関する重要な事項を調査審議させるため、佐賀県消費生活審議会を置くこととした。(第四一条関係)

10 事業者又は事業者団体がこの条例の規定に違反する行為を行っている疑いがある場合の報告の徴収、立入調査及び質問の聴取について定めるとともに、これらを妨害した場合は当該違反する行為を行ったものとみなすこととした。(第四二条関係)

11 事業者又は事業者団体がこの条例の規定に違反する行為を行っている場合の勧告について定めることとした。(第四三条関係)

12 この条例は、平成一七年四月一日から施行することとした。

13 所要の経過措置を定めることとした。

○佐賀県防災会議条例の一部を改正する条例(条例第三一号)

1 佐賀県防災会議の委員のうち、市町村長及び消防機関の長のうちから任命される委員の定数を三人から四人に改め、指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命される委員の定数を一四人から一八人に改

めることとした。(第二条関係)

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

○佐賀県観光施設条例の一部を改正する条例(条例第三二号)

1 佐賀県花と冒険の島の施設にコテージを追加することとした。(第三条関係)

2 利用料金を徴収する施設に佐賀県花と冒険の島(遊具施設を除く。)を追加することとした。(第四条関係)

3 この条例は、平成一七年四月一日から施行することとした。

○佐賀県産業廃棄物税基金条例(条例第三三号)

1 循環型社会の実現に向けた産業廃棄物の排出抑制、再生利用その他適正な処理の推進を図る施策に要する費用に充てるため、佐賀県産業廃棄物税基金(以下「基金」という。)を設置することとした。(第一条関係)

2 基金として積み立てる額は、佐賀県産業廃棄物税条例第二十一条の規定により、県に納入され、又は納付された産業廃棄物税額に相当する額から産業廃棄物税の賦課徴収に要する経費を控除して得た額とし、一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定めることとした。(第二条関係)

3 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入することとした。(第四条関係)

4 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることとした。(第五条関係)

5 その他所要の事項を定めることとした。

6 この条例は、平成一七年四月一日から施行することとした。

○佐賀県医師修学資金等貸与条例(条例第三四号)

1 この条例は、県内の医師の不足する地域の医療機関等に、将来、小児科等の医師として勤務しようとする者に対し、修学資金等を貸与することによって、地域において必要な医師の育成及び確保を図ることを目的とする

した。(第一条関係)

2 知事は、県内の医師の不足する地域の医療機関等に、将来、小児科等の医師として勤務しようとする者に対し、修学資金等を貸与することができることとした。(第三条関係)

3 修学資金等の貸与額は、次のとおりとすることとした。(第五条関係)

(1) 大学生修学資金 在学一年につき一二万八千円以内(大学に入学した年については、一五万円以内)

(2) 大学院生修学資金 在学一年につき一五六万円以内

(3) 研修資金 研修一年につき一五〇万円以内

4 修学資金等の貸与を停止し、又は廃止する場合を定めることとした。(第六条及び第七条関係)

5 修学資金等の貸与を受けた者が修学資金等の返還猶予又は返還免除を受ける場合を定めることとした。(第九条及び第一〇条関係)

6 この条例は、平成一七年四月一日から施行することとした。

○佐賀県立病院好生館使用料手数料条例の一部を改正する条例(条例第三五号)

1 非紹介患者初診加算料の額及び文書料の額を改定することとした。(別表関係)

2 この条例は、平成一七年四月一日から施行することとした。

○佐賀県結核診査協議会運営条例の一部を改正する条例(条例第三六号)

1 条例の題名を佐賀県結核の診査に関する協議会運営条例に改めることとした。(題名関係)

2 次の表の上欄に掲げる保健所ごとに、それぞれ下欄に掲げる協議会を置くこととした。(第二条関係)

保健所名	協議会名
佐賀中部保健所 及び鳥栖保健所	東部地区結核の診査に関する協議会

唐津保健所及び伊万里保健所	北部地区結核の診査に関する協議会
杵藤保健所	西部地区結核の診査に関する協議会

- 3 協議会は、委員五人以内で組織することとした。(第三条関係)
 - 4 次の各号に掲げる協議会の庶務は、それぞれ当該各号に定める保健所において処理することとした。(第五条関係)
 - (1) 東部地区結核の診査に関する協議会 佐賀中部保健所
 - (2) 北部地区結核の診査に関する協議会 唐津保健所
 - (3) 西部地区結核の診査に関する協議会 杵藤保健所
 - 5 この条例は、平成一七年四月一日から施行することとした。
- 佐賀県精神保健福祉センター設置条例の一部を改正する条例(条例第三十七号)
- 1 精神障害者通院医療費公費負担及び精神障害者保健福祉手帳に関する事務の全部を、佐賀県精神保健福祉センターにおいて行うこととした。(第一条関係)
 - 2 この条例は、平成一七年四月一日から施行することとした。
- 佐賀県薬事審議会設置条例の一部を改正する条例(条例第三十八号)
- 1 薬事法の改正に伴い、引用条項を改めることとした。(第一条関係)
 - 2 この条例は、平成一七年四月一日から施行することとした。
- 佐賀県と畜場法施行条例の一部を改正する条例(条例第三十九号)
- 1 獣畜のとさつ又は解体の検査に係る手数料の額を改定することとした。(第五条関係)
 - 2 この条例は、平成一七年四月一日から施行することとした。
- 佐賀県食品衛生条例の一部を改正する条例(条例第四〇号)
- 1 公衆衛生上講ずべき措置の基準について、知事が特に公衆衛生上支障がないと認めるものについては、基準を緩和することができることとした。(第一条の二関係)
 - 2 食品衛生法が改正され食品営業者の責務が規定されたこと等により、公衆

- 衛生上講ずべき措置の基準及び営業の施設の基準について所要の改正を行うこととした。(別表第一及び別表第二関係)
- 3 この条例は、公布の日から起算して六箇月を経過した日から施行することとした。
- 佐賀県衛生薬業センター手数料及び使用料条例の一部を改正する条例(条例第四一号)
- 1 試験検査の手数料の額及び使用料の額を改定することとした。(別表関係)
 - 2 この条例は、平成一七年四月一日から施行することとした。
- 佐賀県企業立地の促進に関する条例(条例第四二号)
- 1 この条例は、県内における雇用の創出と地域経済の活性化を図るため、市町村と連携しながら、佐賀県企業立地促進特区内における県税の特例措置、補助事業等を実施することにより、県内における企業の立地を促進することとした。(第一条関係)
 - 2 知事は、市町村の申出に基づき、当該市町村の区域を特区として指定することとした。(第三条関係)
 - 3 知事は、特区内において特例対象施設を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後引き続く五年度は、所得等の一部について事業税の課税を免除することができることとし、当該年度の翌年度以後引き続く五年度に係る所得等の一部に対して課する事業税については、佐賀県税条例に規定する税率に二分の一を乗じて得た税率とすることができることとした。(第四条関係)
 - 4 知事は、特例対象施設の用に供する土地又は家屋の取得に対しては、不動産取得税の課税を免除することができることとした。(第五条関係)
 - 5 知事は、特例対象施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、最初に税を課すべきこととなる年度以後引き続く五年度については課税を免除し、その翌年度以降引き続く五年度については税率を一〇〇分の〇・七とすることができることとした。(第六条関係)

6 知事は、特例対象施設の新設又は増設のうち規則で定める投資及び新規地元雇用が行われたものについては、特区の区域外においても3から5までの特例措置を適用することができることとした。(第七条関係)

7 知事は、県内に立地する企業の対象事業の用に供する設備の取得等及び従業員の雇用に必要な経費に対して、補助金を交付することができることとし、その交付を受けた者に対しては、3から5までの措置を適用しないこととした。(第八条及び第九条関係)

8 3から6までの特例措置を適用しない場合について定めることとした。(第一二条関係)

9 この条例は、平成一七年四月一日から施行することとした。

○佐賀県卸売市場条例の一部を改正する条例(条例第四三号)

1 卸売の業務に係る物品の品質管理の方法を地方卸売市場の業務規程の記載事項とすることとした。(第三条関係)

2 卸売業者が、地方卸売市場における卸売の業務については、自己の計算において卸売をしてはならないとする規制を廃止することとした。(第一三条関係)

3 卸売業者が、地方卸売市場における卸売のための販売の委託の引受けについて、その委託者から業務規程で定める委託手数料以外の報酬を受けてはならないとする規制を廃止することとした。(第一四条関係)

4 この条例は、平成一七年四月一日から施行することとした。ただし、3については、平成二二年四月一日から施行することとした。

○佐賀県立産業技術学院条例の一部を改正する条例(条例第四四号)

1 佐賀県立産業技術学院条例の額を次のとおり改正することとした。(第三条及び附則関係)

平成一七年三月三十一日までに入校した者	平成一七年四月一日から平成一八年三月三十一日までの間に入校した者	平成一八年四月一日から平成一九年三月三十一日までの間に入校した者	平成一九年四月一日以降に入校した者
九、三〇〇円	九、四〇〇円	九、五〇〇円	九、六〇〇円

2 この条例は、平成一七年四月一日から施行することとした。

○佐賀県地域農業改良普及センター条例の一部を改正する等の条例(条例第四五号)

1 農業改良助長法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、

(1) 佐賀県地域農業改良普及センター条例の引用条項を改めることとした。(第一条関係)

(2) 佐賀県改良普及員資格試験条例は、廃止することとした。(第二条関係)

2 この条例は、平成一七年四月一日から施行することとした。

○佐賀県林業改良指導員資格試験条例を廃止する条例(条例第四六号)

1 佐賀県林業改良指導員資格試験条例は、廃止することとした。

2 この条例は、平成一七年四月一日から施行することとした。

○佐賀県立都市公園条例の一部を改正する条例(条例第四七号)

1 森林公園の野球場に広告物を掲出しようとする者は、知事の許可を受けなければならぬこととした。(第四条関係)

2 森林公園の野球場に広告物を掲出する場合の使用料の額を定めることとした。(別表第二関係)

3 この条例は、平成一七年四月一日から施行することとした。

○佐賀県都市計画法施行条例の一部を改正する条例(条例第四八号)

1 市街化調整区域において、開発行為を行うことができる土地の区域及び予定建築物等の用途について定めることとした。(第四条、第六条関係)

2 市街化調整区域のうち開発許可を受けた土地以外の土地において行う建築行為について、当該建築行為を行うことができる土地の区域及び予定建築物

等の用途について定めることとした。(第七条関係)

3 この条例は、平成一七年四月一日から施行することとした。

○佐賀県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例(条例第四九号)

1 民法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、引用語句を改めることとした。(第六条関係)

2 破産法が制定されたことに伴い、引用語句を改めることとした。(第八条関係)

3 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1については、民法の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。

○佐賀県公有水面管理条例を廃止する条例(条例第五〇号)

1 佐賀県公有水面管理条例は、廃止することとした。(本則関係)

2 この条例は、平成一七年四月一日から施行することとした。

3 佐賀県砂防法施行条例について所要の改正を行うこととした。(附則第二項関係)

○佐賀県新エネルギー・省エネルギー促進条例(条例第五一号)

1 この条例は、新エネルギーの研究開発・導入の促進及び省エネルギーの促進について、県、市町村、事業者及び県民の責務等を明らかにするとともに、施策の基本的な事項を定めることにより施策を総合的かつ計画的に推進し、もって環境への負荷の少ない循環を基調とする社会の形成並びに現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とすることとした。(第一条関係)

2 県の責務並びに市町村、事業者及び県民の役割について定めることとした。(第三条～第六条関係)

3 新エネルギーの研究開発・導入の促進及び省エネルギーの促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進する際の基本方針を定めることとした。(第八条関係)

4 知事は、新エネルギーの研究開発・導入の促進及び省エネルギーの促進に関する基本的な計画を定めなければならないこととした。(第九条関係)

5 県は、エネルギーに関する学習の推進及び普及啓発について必要な措置を講ずるとともに、県民、事業者、民間非営利活動法人等が行う新エネルギーの研究開発・導入の促進及び省エネルギーの促進に関する自発的な活動を促進するため必要な支援を行うこととした。(第一〇条及び第一一条関係)

6 県は、新エネルギーの研究開発・導入の促進及び省エネルギーの促進に関する施策の実施に当たっては、県民意見の反映に努めなければならないこととした。(第一四条関係)

7 この条例は、平成一七年四月一日から施行することとした。

○さかの食と農を盛んにする県民条例(条例第五二号)

1 この条例は、本県における農業及び農村の振興に関する目標を明らかにするとともに、目標達成に向けた推進方策を示し、農業及び農村並びに食に対する県民の理解を深め、農業及び農村の振興を図ることを目的とすることとした。(第一条関係)

2 県の責務並びに市町村、農業者、農業関係団体等及び県民の役割について定めることとした。(第三条～第六条関係)

3 県は、食料消費に関する施策の充実及び地産地消の推進に努めることとした。(第七条及び第八条関係)

4 県は、農業の生産性の向上、消費動向に対応した生産の推進等、新技術・新品种の開発と普及及び農業者が情報通信技術を利用できる環境の整備に努めることとした。(第九条～第一一条関係)

5 県は、農業者の組織等の活動の促進、農業経営における男女共同参画の促進及び高齢農業者の活動の促進に努めることとした。(第一六条～第一八条関係)

6 県は、生産基盤の整備、土地改良施設の適正な維持・管理及びクリークの整備等による県土の保全に努めることとした。(第一九条～第二一条関係)

7 知事は、農業及び農村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画を策定しなければならないこととした。(第二十七条関係)

8 この条例は、平成一七年四月一日から施行することとした。

○ 条 例

佐賀県証紙条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十四日

佐賀県知事 古 川 康

●佐賀県条例第二十号

佐賀県証紙条例の一部を改正する条例

佐賀県証紙条例(昭和三十九年佐賀県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項に次のただし書を加える。

ただし、佐賀県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十六年佐賀県条例第二十八号)第三条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請等に係る使用料又は手数料については、規則で定める方法により徴収する。

附 則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

参考資料

佐賀県証紙条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改正後	改正前
(証紙による収入の方法により徴収する歳入等) 第二条 知事が、別に定める使用料及び手数料は、証紙による収入の方法により徴収する。ただし、佐賀県行政手続等における情報通信の技術の利用に関	(証紙による収入の方法により徴収する歳入等) 第二条 知事が、別に定める使用料及び手数料は、証紙による収入の方法により徴収する。

する条例(平成十六年佐賀県条例第二十八号)第三条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請等に係る使用料又は手数料については、規則で定める方法により徴収する。

2 略

2 略

佐賀県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十四日

佐賀県知事 古 川 康

●佐賀県条例第二十一号

佐賀県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例

佐賀県警察の組織に関する条例(昭和二十九年佐賀県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第四号中「收受」を「接受」に、「編さん」を「編集」に改め、同条第五号を次のように改める。

五 事務能率の増進に関すること。

第三条中第十二号及び第十三号を削り、第十一号を第十三号とし、第十号を第十二号とし、第九号を第十一号とし、第八号の次に次の二号を加える。

九 人事、定員及び給与に関すること。

十 監察に関すること。

第三条中第十九号を第二十号とし、第十五号から第十八号までを一号ずつ繰り下げ、第十四号中「警察教養及び監察」を「警察教養」に改め、同号の次に次の一号を加える。

十五 福利厚生に関すること。

第五条第二号及び第三号を次のように改める。

二 犯罪鑑識に関すること。

三 犯罪統計に関すること。
第五条第五号を次のように改める。

五 薬物及び銃器に関する犯罪の取締りに関すること。
第五条に次の二号を加える。

六 組織犯罪の取締りに関すること（他部の所掌に属するものを除く。）。

七 国際捜査共助に関すること。

第七条各号を次のように改める。

一 警備警察に関すること。

二 警衛に関すること。

三 警護に関すること。

四 警備実施に関すること。

五 災害警備に関すること。

六 機動隊に関すること。

七 緊急事態に対処するための計画及びその実施に関すること。

別表の佐賀県相知警察署の項を削り、同表の佐賀県唐津警察署の項の管轄区域の欄を次のように改める。
唐津市及び東松浦郡一円

別表の佐賀県呼子警察署の項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

(佐賀県警察署協議会条例の一部改正)

2 佐賀県警察署協議会条例（平成十三年佐賀県条例第十号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則

に次の一項を加える。

(委員の任期に関する特例)

2 佐賀県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例（平成十七年佐賀県条例第二十号）の施行の日の前日において佐賀県相知警察署、佐賀県唐津警察署及び佐賀県呼子警察署に係る協議会の委員である者の任期は、第三条第三項の規定にかかわらず、その日に満了する。

参考資料

佐賀県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改 正 後

(警務部の所掌事務)

第三条 警務部においては、次に掲げる事務をつかさどる。

一 三 略

四 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。

五 事務効率の増進に関すること。

六 八 略

九 人事、定員及び給与に関すること。

十 監察に関すること。

十一 十三 略

十四 警察教養に関すること。

十五 福利厚生に関すること。

十六 二十 略

(刑事部の所掌事務)

第五条 刑事部においては、次に掲げる事務をつかさどる。

一 略

改 正 前

(警務部の所掌事務)

第三条 警務部においては、次に掲げる事務をつかさどる。

一 三 略

四 公文書類の収受、発送、編さん及び保存に関すること。

五 文書の審査に関すること。

六 八 略

九 十一 略

十二 人事、定員及び給与に関すること。

十三 福利厚生に関すること。

十四 警察教養及び監察に関すること。

十五 十九 略

(刑事部の所掌事務)

第五条 刑事部においては、次に掲げる事務をつかさどる。

一 略

二 国際捜査共助に関すること。

<p>別表(第八条関係)</p> <p>名称 位置 管轄区域</p> <p>略 略 略</p> <p>佐賀県唐津 唐津市二 唐津市及び東松浦 警察署 夕子三丁 郡一円</p> <p>目</p>	<p>二 犯罪鑑識に関すること。</p> <p>三 犯罪統計に関すること。</p> <p>四 略</p> <p>五 薬物及び銃器に関する犯罪の取締りに関すること。</p> <p>六 組織犯罪の取締りに関すること(他部の所掌に属するものを除く。)</p> <p>七 国際捜査共助に関すること。</p> <p>(警備部の所掌事務)</p> <p>第七条 警備部においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 警備警察に関すること。</p> <p>二 警衛に関すること。</p> <p>三 警護に関すること。</p> <p>四 警備実施に関すること。</p> <p>五 災害警備に関すること。</p> <p>六 機動隊に関すること。</p> <p>七 緊急事態に対処するための計画及びその実施に関すること。</p>
--	--

<p>別表(第八条関係)</p> <p>名称 位置 管轄区域</p> <p>略 略 略</p> <p>佐賀県相知 唐津市 唐津市のうち旧厳 警察署 木町、旧相知町</p> <p>佐賀県唐津 唐津市二 唐津市のうち旧厳 警察署 夕子三丁 木町、旧相知町、 旧呼子町、旧鎮西 町を除いた区域及 び東松浦郡一円</p> <p>佐賀県呼子 唐津市 唐津市のうち旧呼 警察署 子町、旧鎮西町</p> <p>目</p>	<p>三 犯罪鑑識に関すること。</p> <p>四 略</p> <p>五 犯罪統計に関すること。</p> <p>(警備部の所掌事務)</p> <p>第七条 警備部においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 警備警察に関すること。</p> <p>二 警備実施に関すること。</p> <p>三 機動隊に関すること。</p> <p>四 災害警備に関すること。</p> <p>五 緊急事態に対処するための計画及びその実施に関すること。</p> <p>六 警衛に関すること。</p> <p>七 警護に関すること。</p>
---	---

<p>略 略 略</p> <p>略 略 略</p> <p>附則第二項(佐賀県警察署協議会条例の一部改正)に係る新旧対照表</p> <table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">改 正 後</td> <td style="text-align: center;">改 正 前</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、公安委員会規則で定める日から施行する。</p> <p>2 (委員の任期に関する特例)</p> <p>佐賀県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例(平成十七年佐賀県条例第二十二号)の施行の日の前日において佐賀県相知警察署、佐賀県唐津警察署及び佐賀県呼子警察署に係る協議会の委員である者の任期は、第三条第三項の規定にかかわらず、その日に満了する。</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>附 則</p> <p>この条例は、公安委員会規則で定める日から施行する。</p> </td> </tr> </table>	改 正 後	改 正 前	<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、公安委員会規則で定める日から施行する。</p> <p>2 (委員の任期に関する特例)</p> <p>佐賀県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例(平成十七年佐賀県条例第二十二号)の施行の日の前日において佐賀県相知警察署、佐賀県唐津警察署及び佐賀県呼子警察署に係る協議会の委員である者の任期は、第三条第三項の規定にかかわらず、その日に満了する。</p>	<p>附 則</p> <p>この条例は、公安委員会規則で定める日から施行する。</p>	<p>佐賀県立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。</p> <p>平成十七年三月二十四日</p> <p style="text-align: right;">佐賀県知事 古 川 康</p> <p>●佐賀県条例第二十二号</p> <p>佐賀県立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例</p> <p>佐賀県立学校授業料等徴収条例(昭和二十三年佐賀県条例第十七号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第一条の次に次の一条を加える。</p> <p>第一条の二 前条第一項の規定にかかわらず、翌月以降に納期限が到来する月の授業料を前納することができる。</p>
改 正 後	改 正 前				
<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、公安委員会規則で定める日から施行する。</p> <p>2 (委員の任期に関する特例)</p> <p>佐賀県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例(平成十七年佐賀県条例第二十二号)の施行の日の前日において佐賀県相知警察署、佐賀県唐津警察署及び佐賀県呼子警察署に係る協議会の委員である者の任期は、第三条第三項の規定にかかわらず、その日に満了する。</p>	<p>附 則</p> <p>この条例は、公安委員会規則で定める日から施行する。</p>				

第四条を次のように改める。

第四条 既納の授業料、入学者選抜手数料、入学手数料及び聴講手数料は、還付しない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 第二条第二項の規定による授業料の全部又は一部の免除を受けたとき。

二 前条第三項の規定による入学者選抜手数料、入学手数料及び聴講手数料の全部又は一部の免除を受けたとき。

三 第一条の二の規定により授業料を前納した者が、当該前納に係る月のうち一月の全日にわたつて休学した月があつたとき、又は転学し、若しくは退学したとき。

附則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

参考資料

佐賀県立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>第一条の二 前条第一項の規定にかかわらず、翌月以降に納期限が到来する月の授業料を前納することができる。</p> <p>第四条 既納の授業料、入学者選抜手数料、入学手数料及び聴講手数料は、還付しない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>一 第二条第二項の規定による授業料の全部又は一部の免除を受けたとき。</p> <p>二 前条第三項の規定による入学者選抜手数料、入学手数料及び聴講手数料</p>	<p>第四条 既納の授業料、入学者選抜手数料、入学手数料及び聴講手数料は、還付しない。ただし、第二条第二項の規定による授業料の全部若しくは一部の免除又は前条第三項の規定による入学者選抜手数料、入学手数料及び聴講手数料の全部若しくは一部の免除を受けた場合は、この限りでない。</p>

料の全部又は一部の免除を受けたとき。

三 第一条の二の規定により授業料を前納した者が、当該前納に係る月のうち一月の全日にわたつて休学した月があつたとき、又は転学し、若しくは退学したとき。

佐賀県市町村立学校員費負担教職員の修学部分休業に関する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十四日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県条例第二十三号

佐賀県市町村立学校員費負担教職員の修学部分休業に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十六條の二第一項、第三項及び第四項の規定に基づき、市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三百三十五号)第一条に規定する職員(以下「職員」という。)の修学部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の修学部分休業)

第二条 職員の修学部分休業については、佐賀県立学校職員の例による。

附則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十四日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県条例第二十四号

佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例の一部を改正する条例

佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例(昭和二十七年佐賀県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

別表第二中 小城市 小城市立晴田小学校川内分校 三瀬村立三瀬小学校藤原分校 を

小城市 小城市立晴田小学校川内分校 に改める。

附則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

参考資料

佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

別表第二(第十三条関係)			別表第二(第十三条関係)		
級別	所在地	学校等の名称	級別	所在地	学校等の名称
一級	略	略	一級	略	略
二級	小城市	小城市立晴田小学校川内分校	二級	小城市	小城市立晴田小学校川内分校
略	略	略	略	神埼郡三瀬村	三瀬村立三瀬小学校藤原分校

三級 略

略

三級 略

略

佐賀県立学校職員及び佐賀県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十四日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県条例第二十五号

佐賀県立学校職員及び佐賀県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例

佐賀県立学校職員及び佐賀県市町村立学校県費負担教職員定数条例(昭和三十年佐賀県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「三、二〇九人」を「三、一五〇人」に改め、同項第二号中「五、四八七人」を「五、五一〇人」に改める。

附則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

参考資料

佐賀県立学校職員及び佐賀県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改正後		改正前	
2 略	<p>第三条 (定数)</p> <p>県立学校職員及び市町村立学校県費負担教職員の定数は次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 県立学校職員 三、一五〇人</p> <p>二 市町村立学校県費負担教職員 五、五一〇人</p>	2 略	<p>第三条 (定数)</p> <p>県立学校職員及び市町村立学校県費負担教職員の定数は次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 県立学校職員 三、二〇九人</p> <p>二 市町村立学校県費負担教職員 五、四八七人</p>